

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第5部門第1区分
 【発行日】平成26年11月20日(2014.11.20)

【公表番号】特表2013-540950(P2013-540950A)
 【公表日】平成25年11月7日(2013.11.7)
 【年通号数】公開・登録公報2013-061
 【出願番号】特願2013-536640(P2013-536640)
 【国際特許分類】

F 0 1 D 9/04 (2006.01)

F 0 1 D 25/24 (2006.01)

【F I】

F 0 1 D 9/04

F 0 1 D 25/24 T

【手続補正書】

【提出日】平成26年10月2日(2014.10.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

スプリットラインタービンケースであって、
 タービンシュラウドの一部に形成された回り止めデバイスのタブを受けるように構成された切欠きを有するノズルルールと、
 前記タービンケースの後部部分に近接して配置され、シュラウド溝を前記ノズルルールとの間に形成するように前記ノズルルールから離間して配置されたシュラウド柵状突起とを備え、
前記回り止めデバイスが、
基端部から延び自由端で終端し、前記ノズルルールから間隙により分離された弾性部分と
、
前記自由端に形成され、前記切欠き内に嵌合し、当該切欠きに連結するように構成されたタブと
を含む、スプリットラインタービンケース。

【請求項2】

タービンシュラウドであって、
 前部ルールおよび後部ルールを有する本体と、
 前記前部ルールの一部に一体に形成された回り止めデバイスとを備え、
前記回り止めデバイスが、
前記前部ルールと連結され、前記タービンシュラウドの側壁に隣接した前記前部ルールの第1の部分から、第1の間隙だけ分離された基端部と、
前記基端部から延び自由端で終端し、前記側壁に隣接した前記前部ルールの第2の部分から、第2の間隙だけ分離された弾性部分と、
前記自由端に形成され、スプリットラインタービンケースのノズルルールに形成された切欠き内に嵌合し、当該切欠きに連結するように構成されたタブと
を備える、タービンシュラウド。

【請求項3】

前記タブが、
前記前部レールの隣接する第3の部分から、第3の間隙だけ分離された端面と、
前記端面に連結し、前記端面から延びる傾斜面と、
前記傾斜面に連結し、前記傾斜面から延びる主要面と、
前記弾性部材および前記主要面に連結し、前記弾性部材と前記主要面との間を直角に延びる突起面と
をさらに備える、請求項2記載のタービンシュラウド。

【請求項4】

前記第2の間隙が前記第1の間隙から、前記自由端を過ぎて、前記前部レールの前縁部に平行に延びる、請求項3記載のタービンシュラウド。

【請求項5】

前記第3の間隙が前記第2の間隙に直角である、請求項3記載のタービンシュラウド。

【請求項6】

タービンシュラウドであって、

弾性部分を有する回り止めデバイスを備え、前記回り止めデバイスが、エンジン動作中に前記タービンシュラウドがスプリットラインタービンケースに対して回転することを防ぐように、タービンブレードの回転方向に向いており、
前記弾性部分が、基端部から延び自由端で終端し、前記スプリットラインタービンケースにおいて前記レールから間隙により分離され、前記自由端に形成され、タービンシュラウドの一部分に形成された切欠き内に嵌合し、当該切欠きに連結するように構成されたタブを含む、

タービンシュラウド。

【請求項7】

スプリットラインタービンケーシングであって、

レールと、

前記レールに形成された回り止めデバイスとを備え、前記回り止めデバイスが、基端部から延び自由端で終端し、前記レールから間隙だけ分離された弾性部分と、前記自由端に形成され、タービンシュラウドの一部分に形成された切欠き内に嵌合し、当該切欠きに連結するように構成されたタブと
を含む、スプリットラインタービンケーシング。